

緑税務署から確定申告のお知らせ

緑区連承認	第13号
青葉区連承認	第23号
都筑区連承認	第5号

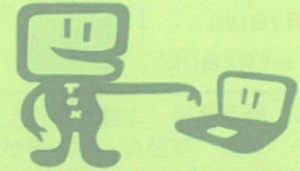
◎平成 28 年分の確定申告 【申告・納付の期限等】

所得税及び 復興特別所得税	2月16日(木)～3月15日(水)
贈与税	2月1日(水)～3月15日(水)
個人事業者の 消費税及び地方消費税	3月31日(金)まで

納税は振替納税が、安全・便利です。

所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、口座振替が利用できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。税務署にお尋ねください。

口座振替日：所得税及び復興特別所得税 4月20日(木)、個人事業者の消費税及び地方消費税 4月25日(火)



◎緑税務署の申告書作成会場

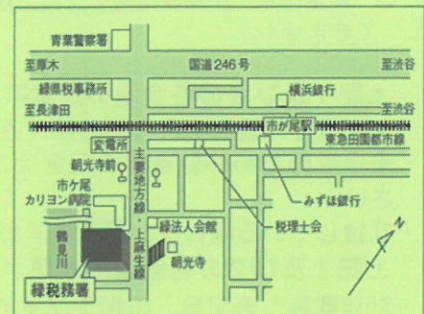
税務署の申告書作成会場は、**2月10日(金)**に開設します。

〔開設期間〕 **2月10日(金)～3月15日(水)**

土・日を除く。ただし、2月19日(日)及び2月26日(日)は、相談・申告書の受付及び用紙の配付のみ行います。

〔時間〕 受付 8:30～
相談・作成 9:15～17:00

- 会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべく**16時頃までにお越しください。**
- 上記期間以外は、税務署の申告書作成会場はありませんのでご了承ください。
- 税務署には駐車場がありません。
4月中旬まで駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。



◎マイナンバーについてのお知らせ

平成28年分から所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書には、**マイナンバー(個人番号)**の記載が必要です。

税務署では本人確認を行いますので、申告書を提出する際には、**申告されるご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。**

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

- ① マイナンバーカード(個人番号カード)のみ【番号確認及び身元確認書類】
- ② 通知カードなど【番号確認書類】+運転免許証など【身元確認書類】

※ 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写しまたは②の写しを添付してください。
(①の写しを添付する際は、表面及び裏面の写しが必要です。)

※ ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

(裏面もご覧ください。)

1 税理士による確定申告無料相談のご案内

開催期間	会場	最寄り駅	時間	相談対象
1月31日(火) ～2月1日(水)	山内地区センター	東急田園都市線 市営地下鉄 あざみ野駅	【受付】 9:15～	・事業、不動産、雑所得がある方で、平成28年分の所得金額が300万円以下の方の所得税及び復興特別所得税の申告 ・上記に該当する方の個人消費税の申告 ・年金受給者、給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告(年金・給与収入が800万円以下の方)
2月2日(木) ～2月3日(金)	緑公会堂	JR横浜線 市営地下鉄 中山駅	【相談】 9:30～15:30 (休憩:12:00～13:00)	
2月7日(火) ～2月8日(水)	都筑公会堂	市営地下鉄 センター南駅		

- 譲渡所得(土地・建物・株式などの譲渡)がある場合は、相談をお受けできません。
- 事業、不動産、雑所得がある方は、これらの計算の基となる書類をお持ちください。
- 消費税を相談される方で、簡易課税制度を選択されている方は、選択届出書の控えをお持ちください。

2 東京地方税理士会緑支部による確定申告無料相談のご案内

開催期間	会場	所在地	最寄り駅	時間	相談対象
2月22日(水) ・23日(木)	(公社) 神奈川県宅建協会 横浜北支部会館 【横浜信用金庫の上】	都筑区 茅ヶ崎中央 8-7-201	市営地下鉄 センター南駅 ①番出口より 徒歩2分	【受付】 9:45～ 【相談】 10:00～15:00 (休憩:12:00～13:00)	・年金収入のみの方 ・年金や給与収入がある方の医療費控除の還付を受けられる方(年金・給与収入が800万円以下の方)

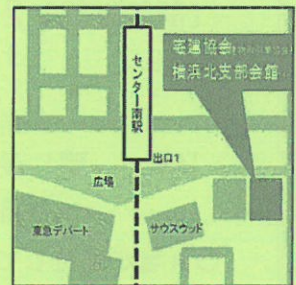
- 事業所得、不動産所得、土地・建物及び株式などの譲渡所得のある方は相談をお受けできません。

◎ 上記1及び2の各会場の注意事項

- ・申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出(郵送可)してください。
- ・来場者のための駐車場の用意はございませんので、お車での来場はご遠慮ください。
- ・混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますのでご了承ください。

◎ 上記1及び2の各会場に来場される場合は、次のものをお持ちください

- ・計算器具、筆記具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカードまたは②番号確認書類及び身元確認書類の写し)
- ・年金または給与所得の源泉徴収票や医療費の領収書など申告に必要な書類
- ・過去に電子申告を利用された方は、利用者識別番号(半角数字16桁)と暗証番号のわかる書類
- ・本人名義の金融機関口座のわかるもの
- ・前年分の確定申告書等の控え



年末調整済みのサラリーマンの医療費控除の還付申告は各区役所で作成と受付ができます。

緑区	青葉区	都筑区
緑区役所 3階 3B会議室	青葉区役所 3階 301会議室	都筑区役所 3階 第6会議室・研修室

【期間】2月16日(木)～3月15日(水)

【受付時間】9:00～11:30、13:00～16:00 ※土・日を除く

- ・給与所得の源泉徴収票、医療費の領収書、印鑑、本人名義の金融機関番号のわかるもの及びマイナンバーに係る本人確認書類の写しをお持ちください。

※青葉区役所では、上記以外の確定申告書についてもお預かりのみ行います。

※各区役所の駐車場は有料です。(緑区は駐車場改築工事のため消防署隣の仮設になります。)

発行：緑税務署 〒225-8550

横浜市青葉区市ヶ尾町22-3 ☎ 045 (972) 7771 (代表)

※お電話は、自動音声にてお受けし、ご用件に応じて担当がお答えします。

「確定申告書等作成コーナー」で「申告書」が作成できます。

詳しくは国税庁ホームページへ (<http://www.nta.go.jp>)

作成コーナー

検索